

長泉町サテライトオフィス等設置事業費補助金

長泉町で新たにオフィス等を開設する法人に対して補助金を交付します

建物改修費・賃借料・通信料・設備費を3年補助

補助対象の条件

- ① 町外で3年以上継続して事業を行っている企業であること
- ② 長泉町で3年以上継続して事業を行う計画を有すること
- ③ 長泉町に新たに設置したオフィス等に役員又は従業員を2人以上置くこと
- ④ 長泉町に法人等の変更等届出書を提出すること
- ⑤ 風営法第2条第1項及び第6項から第11項までに規定する営業又は公序良俗に反する営業ではないこと
- ⑥ 暴力団又は暴力団員等の反社会的勢力と密接な関係を有するものではないこと

補助対象経費(補助率・上限額)

補助対象	補助率・上限額 (通常)	補助率・上限額 (加算特例)	詳細
改修費 (1回限り)	1/2 (200万円)	—	賃借する建物の改修費用
賃借料	1/2 (年144万円)	2/3 (年192万円)	建物賃借料(上限月額12万円or16万円)
通信費	1/2 (年60万円)	—	通信回線利用料(上限月額5万円)
設備費 (1回限り)	1/2 (50万円)	—	机、イス等の備品及び機械設備等

※改修費・設備費は、事業を開始した年度の1回のみ交付

加算特例について

オフィスに勤務する従業員のうち1人以上が、長泉町へ住民票を異動し生活の本拠を長泉町へ移す場合、若しくは長泉町に住所を有するものを新規に1人以上雇用する場合については、賃借料の補助率を加算する。

本補助金は予算の範囲内の交付となります。申請をお考えの企業は事前にご相談ください。

長泉町役場 産業振興課 にぎわい企画チーム

〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 TEL:055-989-5516 FAX:055-989-5564

E-mail: sangyo@town.nagaizumi.lg.jp